

須賀川市食料・農業・農村審議会 公募委員の募集

市では、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次世代に引き継ぐことを目的として定めた、須賀川市食料・農業・農村基本条例に基づき、市食料・農業・農村審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会において、市民の皆様からご意見を幅広くお聴きし、基本計画や市の農業行政に反映させるために、公募委員を募集します。

【 審議会の概要 】

- 1 募集定員 2名
- 2 任期
委嘱の日から2年間（令和7年9月から令和9年8月を予定）
- 3 開催場所・開催回数
市役所等の会議室において、年1～3回程度開催予定（1回2時間程度）
- 4 報酬・旅費
審議会に出席した場合は、市が定める報酬額（1日につき7,000円）をお支払いします。

【 応募方法 】

- 1 応募資格
市内に在住する満20歳以上（令和7年1月1日現在）で農業・農村に関心があり、任期中、審議会に出席できる方。
ただし、議員（国会議員、地方公共団体の議会の議員）及び公務員、現在市が設置しているほかの審議会や委員会などで、公募委員に委嘱されている方は応募できません。
- 2 募集期間
令和7年6月25日(水)から、7月25日(金)まで

（裏面へつづく）

3 応募方法

(1) 申込み手続き

応募申込書を市役所農政課へ直接持参、もしくは郵送してください。

応募申込書は、市役所農政課で配付します。また、須賀川市ホームページからも様式をダウンロードすることができます。

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

(2) 応募の留意点

ア 郵送の場合は、募集〆切日の消印のあるものまで受け付けます。

イ 持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、土曜日、日曜日、祝日は閉庁のため受付できません。

ウ ご応募の際に提供いただいた個人情報については、本業務以外では使用しません。

エ 応募に当たって要する費用は支給しません。

オ 提出された書類は返却しません。

【 選 考 】

1 選考方法

選考は、書類選考（応募申込書）により行います。

2 選考結果の通知

郵送により、本人あてに通知します。

応募書類郵送先 及び お問い合わせ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135（須賀川市役所2階）

須賀川市経済環境部農政課 電話88-9138

メールアドレス：nousei@city.sukagawa.fukushima.jp

